

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2022年11月10日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価を受けていることを確認します。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価を受けていることを確認します。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・外部評価を受けていることを確認します。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・外部評価を受けていることを確認します。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
・グリーンボンドガイドライン（環境省）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・外部評価を受けていることを確認します。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」

以下の4つの要件を満たす融資であること。

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した適切な第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準は総合企画部が主管となって作成し、必要に応じて関連部と協議を行い、最終決裁者を頭取とする行内手続きを経て策定しております。適合性の判断においては、「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合する融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が再生可能エネルギー事業に限定された投融資のうち、以下のいずれかのもの。

- ・FIT法に基づく事業認定を受けたもの
- ・環境アセスメントを受けたもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準は総合企画部が主管となって作成し、必要に応じて関連部と協議を行い、最終決裁者を頭取とする行内手続きを経て策定しております。適合性の判断においては、資金使途および、FIT法に基づく事業認定の有無の確認を通じた各種法令を遵守していること、または環境アセスメント取得の有無の確認によります。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

<商品名：ぐんぎんSLL>

・中堅・中小企業のカーボンニュートラルに向けた取組支援を目的とした商品。利用先は以下①または②のKPI（利用先が自ら計測でき、定量化可能なもの）からいずれかを選択し、野心的かつ有意義な挑戦目標「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）」を設定する。

① 温室効果ガス排出

② その他、環境にポジティブな影響を与えるものを個別設定

※②を選択した場合、本件の対象となる投融資は、気候変動対応に紐づ

いたK P Iを設定している場合に限る。

- ・利用先が設定したS P T sの妥当性検証は、ぐんぎんコンサルティングが行う。
- ・利用先は年に一度、原則、決算期の値をもってS P T sの達成状況を当行にレポートし、ぐんぎんコンサルティングがその内容を検証する。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記基準はALM・収益管理委員会で協議後、常務会での決裁を経て策定しております。また本商品のフレームワークは、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等に整合[※]することを独立した第三者機関(R&I)が認証しています。

※レポートの内容を一般に開示するかは利用先の任意である点や、レポートが適切に実施されていることの検証結果を一般に開示しない点などにおいて、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」等に100%適合するものではありません。

- ・本商品基準への適合性の判断は、コンサルティング営業部が実施しています。

以 上